

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48第1項に規定する会議として、島田市地域ケア会議（以下「ケア会議」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 ケア会議は、法第115条の48第2項の規定により検討を行うこととされた事項について検討する。

2 ケア会議は、前項に規定する事項のほか、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業の効果的な実施のために必要な事項について検討する。

（平28告示146・一部改正）

(組織)

第3条 ケア会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 介護サービスを提供する事業所又は施設の職員

(2) 介護支援専門員

(3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等

(4) 保健又は福祉に関する専門的知識を有する者

(5) 民生委員

(6) 市の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 市長は、検討する事項に応じ、必要があると認めるときは、ケア会議に専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（平28告示146・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲内とし、再任されることを妨げないものとする。

（平28告示146・一部改正）

(会長及び副会長)

第5条 ケア会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、ケア会議を代表する。

4 会長は、ケア会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 専門委員は、その者の委嘱又は任命に係る事項について検討を行う会議に出席するものとする。

(平28告示146・一部改正)

(部会)

第7条 第2条第2項に規定する事項を専門的に検討するため、ケア会議に在宅医療介護連携部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、その検討した事項についてケア会議に報告するものとする。

3 部会は、委員(専門委員を含む。以下同じ。)及び委員以外の者で組織する。

4 部会員(部会に属する者をいう。以下同じ。)は、委員のうちから会長が指名し、及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医療に関する専門的知識を有する者

(2) 検討する事項に関係する市の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 前項の規定により委嘱し、又は任命された部会員の任期は、2年を超えない範囲内とし、再任されることを妨げないものとする。

(平28告示146・追加)

(部会長等)

第8条 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

2 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

3 部会長に事故があるときは部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

4 部会は、検討を行うため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(平28告示146・追加)

(庶務)

第9条 ケア会議の庶務は、健康福祉部包括ケア推進課において処理する。

(平28告示77・一部改正、平28告示146・旧第7条線下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に選任される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成28年3月31日告示第77号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月26日告示第146号)

この告示は、公示の日から施行する。